

平成 26 年 11 月 5 日

藤枝市では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、中間前金払制度及び地域建設業経営強化融資制度を導入しましたので、ご活用ください。

詳細は、藤枝市ホームページの「建設工事・建設関連業務委託（コンサルタント）」→「入札に関する規則等」の『中間前金払に関する取扱要綱』及び『地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領』を参照ください。

○中間前金払に関する取扱要綱

施行年月日：平成 26 年 1 2 月 1 日（平成 26 年 4 月 1 日以降の契約分（上水道課の発注工事は除く）から適用）

○地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領

施行年月日：平成 26 年 1 2 月 1 日（平成 26 年 4 月 1 日以降の契約分から適用）

【問い合わせ先】 契約検査課・契約係 電話番号 054-643-3249